監 第 81 号 令和7年8月19日

南陽市長 白岩 孝夫 殿

南陽市監査委員 青木 勲 南陽市監査委員 板垣 致江子

令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定 により審査に付された令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率について審査した 結果は、別添意見書のとおりです。

令和6年度健全化判断比率審查意見

1 審査の対象

令和6年度健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の方法

審査は、令和7年8月5日付けで市長から審査に付された、健全化判断比率並びにその算定の 基礎となる事項を記載した書類が、法令に適合し適正に作成されているかどうか及び算定の基礎 となる事項を記載した書類の記載内容が正確であるかどうかについて、南陽市監査基準に準拠し、 関係書類と照合調査、及び関係職員からの説明聴取の方法により行った。

3 審査の結果

審査に付された健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成され、記載内容は正確に記載されている。

(単位:%)

| 区 分 | 令和5年度 | 令和6年度 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|----------|-------|-------|---------|--------|
| 実質赤字比率 | _ | - | 13.60 | 20.00 |
| 連結実質赤字比率 | _ | _ | 18.60 | 30.00 |
| 実質公債費比率 | 12.6 | 13.2 | 25.0 | 35.0 |
| 将来負担比率 | 114.7 | 107.6 | 350.0 | |

(備考) 「-」は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないことを表す。

4 審査の意見

実質赤字額及び連結実質赤字額はいずれも生じていない。また、実質公債費比率及び将来負担比率はそれぞれ早期健全化基準を下回っている。

今後とも、早期健全化基準を下回る財政運営に、努めていただきたい。

令和6年度資金不足比率審査意見

1 審査の対象

令和6年度資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の方法

審査は、令和7年8月5日付けで市長から審査に付された、資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令に適合し適正に作成されているかどうか及び算定の基礎となる事項を記載した書類の記載内容が正確であるかどうかについて、南陽市監査基準に準拠し、関係書類と照合調査、及び関係職員からの説明聴取の方法により行った。

3 審査の結果

審査に付された資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成 され、記載内容は正確に記載されている。

(単位:%)

| 区 分 | 令和5年度 | 令和6年度 | 経営健全化基準 |
|---------------|-------|-------|---------|
| 水道事業会計資金不足比率 | _ | _ | 20.0 |
| 下水道事業会計資金不足比率 | _ | _ | 20.0 |

(備考)「一」は、資金不足額がないことを表す。

4 審査の意見

水道事業会計及び下水道事業会計においていずれも資金不足額は生じていない。 今後とも、資金不足が生じない公営企業経営に、努めていただきたい。